

# 点数制度の案内

平成 21 年 6 月 1 日

## 道路交通法改正による点数制度改正の概要

酒酔い運転や救護義務違反等の悪質・危険な違反をした運転者については、運転免許取消処分等の欠格期間（免許を受けることができない期間）が最長 10 年まで延長されました。

酒気帯び運転についての基礎点数が引き上げられ、運転免許取消処分等の欠格期間が 2 年まで延長されました。

### 1 点数制度

自動車や原動機付自転車の運転者が交通違反や交通事故（以下「違反等」という。）を起こしたときに、あらかじめ定められている点数をつけ、過去 3 年間の合計点数が、処分基準点数に該当するときに処分を行い、その点数が処分基準点数に達しないときは、これを記録しておき、その後に違反等があれば合計した点数で処分を行う制度です。

ただし、例外として無違反・無処分の免許期間が 1 年以上あるときは、3 年以内に違反等があってもその期間前の点数は加算されません。

また、1 点、2 点又は 3 点の軽微な違反行為をした者が、過去 2 年間の免許期間に違反行為をしたことがなく、しかもその後、無違反等で免許期間を 3 月以上経過すれば合計しません。

免許期間には、免許の効力が停止されていた期間及び免許を失効した期間を除きます。

### 2 交通事故の点数

交通事故の点数は、

基礎点数（事故の原因となった違反の点数）+ 付加点数（交通事故の種別及び不注意の程度）によって決められています。

付加点数は被害の程度に応じて次表のとおり点数を定めています。

その内容は、事故を起こした者の不注意の程度（専ら・専ら以外）によって点数は異なります。

交通事故の種別	不注意の程度	付加点数
死亡事故	専ら	20点
	専ら以外	13点
治療期間が3月以上又は後遺障害事故	専ら	13点
	専ら以外	9点
治療期間が30日以上3月未満の事故	専ら	9点
	専ら以外	6点
治療期間が15日以上30日未満の事故	専ら	6点
	専ら以外	4点
治療期間が15日未満の事故	専ら	3点
	専ら以外	2点
建造物損壊事故	専ら	3点
	専ら以外	2点

(注) 不注意の程度が「専ら」とは、交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合をいいます。

(例) 前方不注意で追突し被害者の怪我が1週間であった場合

安全運転義務違反(基礎点数) 2点 + 治療期間15日未満 責任専ら(付加点数) 3点  
で5点となります。

### 3 救護義務違反(ひき逃げ)やあて逃げの点数

交通事故を起こしたのに負傷者の救護等必要な措置をしなかったり、道路における物損事故の際に危険を防止する等の必要な措置をしないまま事故現場を立ち去ったりすることは、極めて悪質なもので、次の点数が付されます。

救護義務違反	35点
あて逃げ	5点

### 4 酒酔い等運転、故意による人の死傷、建造物損壊又は危険運転致死傷の点数

次の違反行為については、結果の重大性に応じて35点から62点までの点数がつけられます。

- 酒酔い、麻薬・覚醒剤、シンナー等運転をした場合

- 故意による人の死傷又は建造物の損壊に関して違反行為をし、よって交通事故を起こした場合
- 危険運転致死傷罪（刑法第208条2の罪）に当たる行為

（注）救護義務違反（ひき逃げ）とこれらの違反行為を合わせて「特定違反行為」と呼びます。

## 5 点数が計算される期間

違反等の点数は、処分を受けたことにより処分歴に置きかわります。

ただし、行政処分中に無免許運転をした場合には、それ以前の違反等の点数は、処分歴に置きかわらず、累積点数として処分の対象となります。

違反点数又は前歴の計算において次のような特例があります。

- 1年以上の免許期間、無事故・無違反であったときは、それ以前の違反等の点数は加算されません。
- 2年以上の免許期間、無事故・無違反であった者が、1点、2点又は3点の軽微な違反行為をした場合、その後さらに3月以上の免許期間、無事故・無違反であったときは、その点数は加算されません。
- 運転免許の停止等の前歴のある場合であっても、その後、1年以上の免許期間、無事故・無違反で、しかも、運転免許の停止も受けなくて経過したときは前歴0回の者として扱われます。

免許期間には、免許の効力が停止されていた期間及び免許を失効した期間を除きます。

## 6 行政処分の点数

処分基準点数は、次表のとおりで過去3年以内に処分を受けた回数に応じて定められています。

処分回数の多い者ほど、低い点数で処分されます。これは処分を受けた回数が多い者は、それだけ違反等を繰り返している危険な運転者ということからです。

運転免許の取消し（拒否）を受けた後、欠格期間の基準は、点数制度によって次表のとおり定められています。

一般違反行為（特定違反行為以外の違反行為）に適用する処分基準点数表

過去3年以内の免許の停止等の処分回数	免許の停止に当たる累積点数	免許の取消しに当たる累積点数				
		欠格期間	欠格期間	欠格期間	欠格期間	欠格期間
		1年	2年	3年	4年	5年
		(3年)	(4年)	(5年)	(5年)	(5年)

0 回	6～14点	15～24点	25～34点	35～39点	40～44点	45点以上
1 回	4～9点	10～19点	20～29点	30～34点	35～39点	40点以上
2 回	2～4点	5～14点	15～24点	25～29点	30～34点	35点以上
3回以上	2又は3点	4～9点	10～19点	20～24点	25～29点	30点以上

特定違反行為に適用する処分基準点数表

過去3年以内の免許の停止等の処分回数	免許の取消しに当たる累積点数							
	欠格期間	欠格期間	欠格期間	欠格期間	欠格期間	欠格期間	欠格期間	欠格期間
	3年 (5年)	4年 (6年)	5年 (7年)	6年 (8年)	7年 (9年)	8年 (10年)	9年 (10年)	10年 (10年)
0 回	35～39点	40～44点	45～49点	50～54点	55～59点	60～64点	65～69点	70点以上
1 回		35～39点	40～44点	45～49点	50～54点	55～59点	60～64点	65点以上
2 回			35～39点	40～44点	45～49点	50～54点	55～59点	60点以上
3回以上				35～39点	40～44点	45～49点	50～54点	55点以上

(注) 免許取消歴等保有者が、欠格期間中又は欠格期間が終了後5年以内に違反行為をして、再び免許の取消処分等を受けたときは、欠格期間が1年あるいは2年間延長されます。

ただし、一般違反行為に対する最長欠格期間は5年、特定違反行為に対する最長欠格期間は10年までとなっています。(いずれもカッコ内の年数)

## 7 運転免許の拒否、保留

運転免許試験に合格しても、それ以前に違反等をしていると、免許を拒否されたり、一定期間免許を保留されたりすることがあります。

## 8 意見の聴取および聴聞制度

取消し、又は、90日以上停止処分の際は、意見の聴取又は聴聞等が行われ、事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。

## 9 講習による運転免許効力の停止期間の短縮

停止処分を受けた者が、公安委員会の行う講習を受けたときは、その成績に応じて処分期間が短縮されます。